

大阪府理学療法士会 役員選挙の選挙運動について

大阪府理学療法士会 選挙管理委員会

本書，選挙運動について記載し，以下を十分に確認し，違反にならないように注意してください。

【選挙運動について】

立候補者及びその応援をする者は，公序良俗に反する選挙運動，公職選挙法に抵触する内容に関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は，立候補取消しを行うことがある。

【インターネットを利用した選挙運動の注意事項】

実施要綱記載の選挙運動について，インターネットを利用した場合の違反の具体例を示す。下記以外の事項については，選挙管理委員会にて協議し，選挙管理委員長が違反と判断した場合は状況により，嚴重注意，戒告，選挙権や立候補取消しを行うものとする。

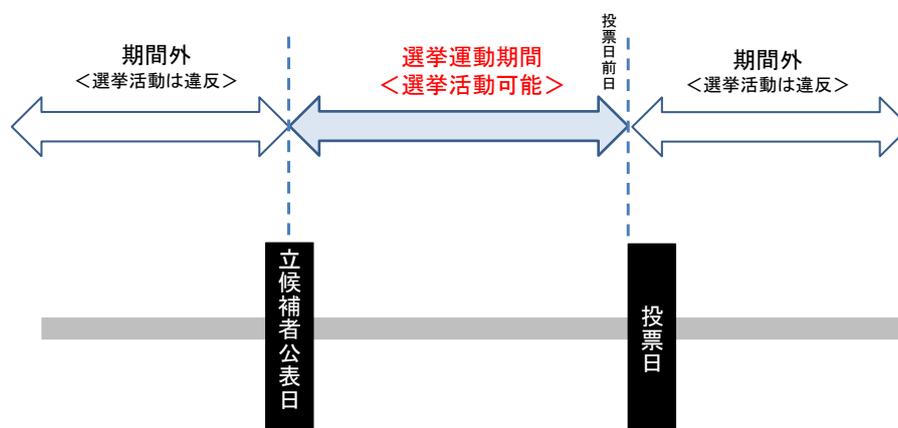
インターネットを利用した選挙運動の概要	立候補者	有権者 (代議員もしくは会員)	支部
WEBサイト・ブログ 	○	○	✗
SNS 	○	○	✗
電子メール 	✗	✗	✗

*電子メールは密室性が高く，誹謗中傷やなりすましに悪用されやすい。さらに悪質な電子メール（ウイルス等）により，有権者に過度の負担がかかる恐れがある。また，Webについては，基本的に自ら情報を求めてアクセスするため許容範囲とする。SNSを含む

Web サイトを利用する方法は、選挙運動が衆人環視の下で行われるので、許容範囲とする。

【選挙活動期間】

選挙活動が可能な期間は、立候補者の公表日から投票日前日までです。それ以外の期間で選挙活動がみられた場合には、選挙違反となる可能性があります。Web サイトの更新は投票日前日までとして、投票開始日以降の更新はできません。



【禁止されている選挙運動】

- ・立候補者および有権者が電子メールを利用すること
- ・選挙運動期間外選挙運動
- ・立候補者に関して虚偽の事項を公にした者
- ・悪質な誹謗中傷行為
- ・職場や自宅への電話での投票依頼
- ・戸別訪問
- ・ビラの配布.
- ・支部、ブロックなどによる団体で共有している Web、 SNS を利用した選挙運動

【範囲内の選挙活動】

- ・府士会ホームページになる電子投票システム内にある立候補趣旨を含む文書の公表
- ・勉強会や講習会による遊説活動（主催者は各支部の立候補者が平等となるような配慮をすること）

2021年1月